

第 3 次  
つるが男女共同参画プラン策定の  
概 要



## 第3次つるが男女共同参画プランの概要

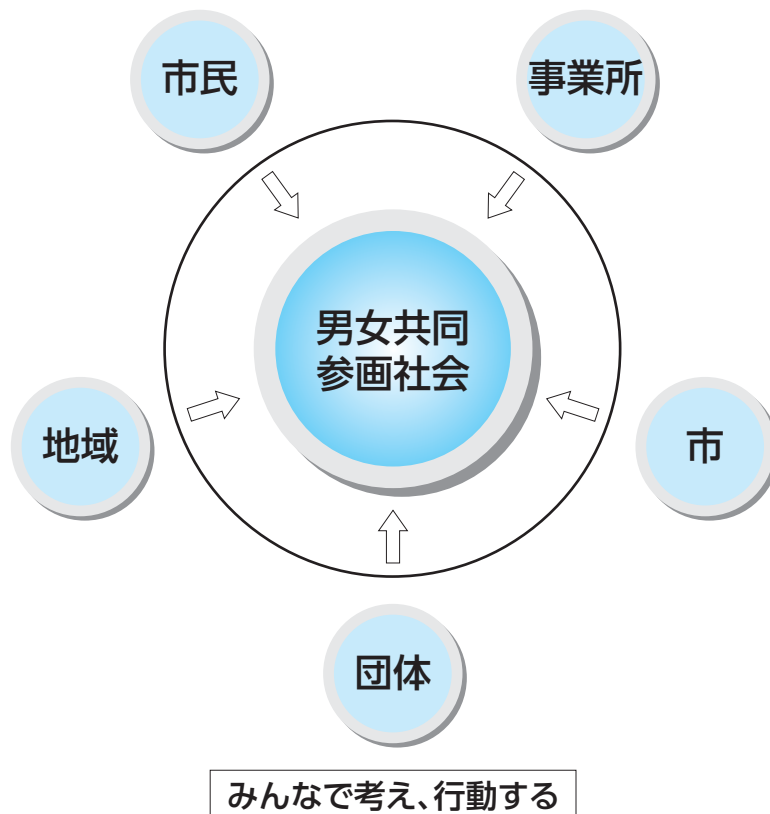
### (1) プランの役割

「第3次つるが男女共同参画プラン」は、本市における男女共同参画を推進するため、市をはじめとするあらゆる主体の取り組みをまとめた体系的な計画です。

これまでの男女共同参画の推進に関する成果を活かし、市や地域、事業所、そして市民が「みんなで考え、行動する」ためのガイドとなるものにしました。

なお、市の取り組みについては国や県の取り組みとなる法令や計画、さらに「第6次敦賀市総合計画(平成23～32年度)」等にも配慮しています。

また、市が率先して取り組むことによって市民、事業所、地域などにおける男女共同参画の推進に繋がるよう、市の取り組みについては具体的な事業内容を掲載しています。



### (2) プランの期間

「第3次つるが男女共同参画プラン」は、平成28年度を始期とし、平成32年度を目標年度とする5年計画です。

なお、計画期間中は市の取り組みを中心としてプランの進捗状況及び評価を毎年公表するとともに、社会情勢の変化や上位計画の見直しなどに応じて必要な範囲で新たな施策を取り入れます。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
				➔

### (3) プランの特徴

#### 人権尊重を基本としたプラン

男女共同参画を進める上で、最も基本となる考え方は「お互いの人権を尊重する」ことです。

人権が尊重される社会では、男女の違いに関わりなく対等であり、個人が主体性を持ち、自立していることが前提となります。

これについては、従来のプランと同様の考え方とします。

#### 男女共同参画社会基本法

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### あらゆる主体が、あらゆる場面で行動できるプラン

本プランは「みんなで考え、行動する」ことをめざして策定しました。そのために、次のような工夫をしています。

- 「わたしたちに求められる行動」として、市民や事業所等に必要な行動を分かりやすく示しました
- 取り組みごとに、どの主体が役割を果たすのか示しました  
(例:市民、事業所、団体、地域、市、関係機関)
- わたしたちが男女共同参画にかかわる場面ごとに取り組みをまとめました  
(例:生活環境(家庭)、仕事環境(職場))
- 市が実施している主な取り組みなどを紹介し、利用につなげるよう配慮しました

男女共同参画を推進するのは、社会にかかわるすべての主体です。

皆さんが本プランを読んで理解するだけでなく、実践に結びつけることが本プランの最も重要な役割と考えています。

#### 社会情勢の変化に対応した、敦賀らしいプラン

現代社会を取り巻く諸問題に対応するため、男女共同参画の観点からの施策を盛り込みました。

##### ① あらゆる暴力を防止・根絶する

DV(ドメスティック・バイオレンス)をはじめとする女性などに対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

しかし、全国的に問題となっている児童虐待、高齢者虐待など、被害者となる対象が広がっていることから、あらゆる暴力の防止・根絶に取り組みます。

##### ② 国際交流の場で人権尊重を考える

「交流拠点都市 敦賀」の特性を活かし、国際交流の場を通じて人権尊重を学ぶ機会をつくります。

##### ③ 個人の生き方や意思を尊重して地域活性化に繋げる

個人の生き方や考え方が多様化する中で、制度や慣行にとらわれない、自由な活動の選択肢が尊

## 第3次つるが男女共同参画プランの概要

重される社会の実現が不可欠です。また、こうした社会は地域の活性化に寄与するものとしても重視されています。

そこで、個人が自らの意思で結婚や出産、就労ができ、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋がっていきます。

### ④ 子育てにおける男女共同参画を推進し、自立した生活環境をつくる

非正規雇用労働者やひとり親など、子育てにおける生活上の困難に陥りやすい方が増えています。そこで、男女を問わず、貧困など生活上の困難に直面する方への支援に取り組みます。

### ⑤ 男女共同参画の視点からの防災対策を進める

東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。

そこで、男女共同参画の視点から防災対策を進めることで、地域防災活動や避難行動要支援者支援を行うとともに、女性の視点による防災まちづくり活動を推進します。

### ⑥ 就労の場における多様なハラスメントの防止に取り組む

就労における大きな課題として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントだけでなく、マタニティ・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど多様なハラスメントがあります。

誰もが働きやすい仕事環境を目指し、企業等の自主的な取り組みを促すための研修会の開催や啓発活動を行います。

### ⑦ 男女共同参画の視点から相談業務を充実する

敦賀市男女共同参画センターでは、女性相談窓口を開設しており、複雑多様化する相談に応じています。

特に、男女の人権尊重や男女共同参画を阻害する行為を防止・根絶するため、関係機関との連携を強化し、また、セクシュアル・マイノリティに対する相談も取り組みを進めていきます。

## (4) プランが目指す敦賀市の姿

**「家庭で 地域で 職場で みんなで築こう いきいきと豊かに暮らせるまち 敦賀」**

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)と定められています。

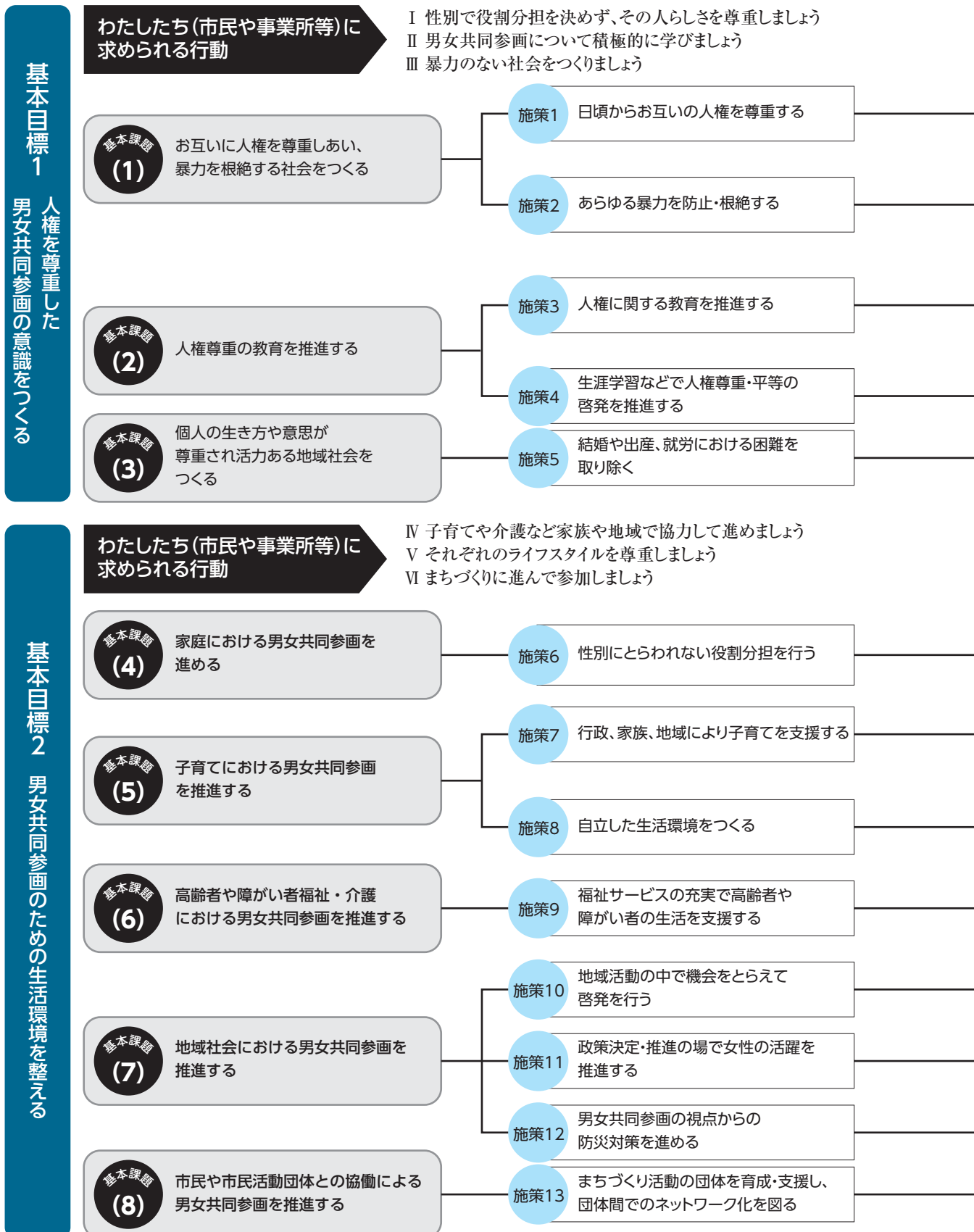
本プランもその基本的考え方に立ちながら、敦賀の特性に即し、さらにこれまでの成果を活かして、みんなが行動することに重点を置いて策定しました。

男女共同参画は、私たちの日常生活における意識の持ち方が重要であり、家庭、地域、職場などのあらゆる場面で取り組むべきテーマであります。

そこで、本プランが目指す敦賀市の姿として、「家庭で 地域で 職場で みんなで築こう いきいきと豊かに暮らせるまち 敦賀」とします。

## (5) プランの体系

本プランは、「家庭で 地域で 職場で みんなで築こう いきいきと豊かに暮らせるまち 敦賀」を目指し、次の「基本目標」・「基本課題」・「施策」から構成されております。



## 第3次つるが男女共同参画プランの概要

実施主体: ☆:市民 ▲:事業所 △:団体 ●:地域 ○:市 ★:関係機関(県、警察、学校など含む)

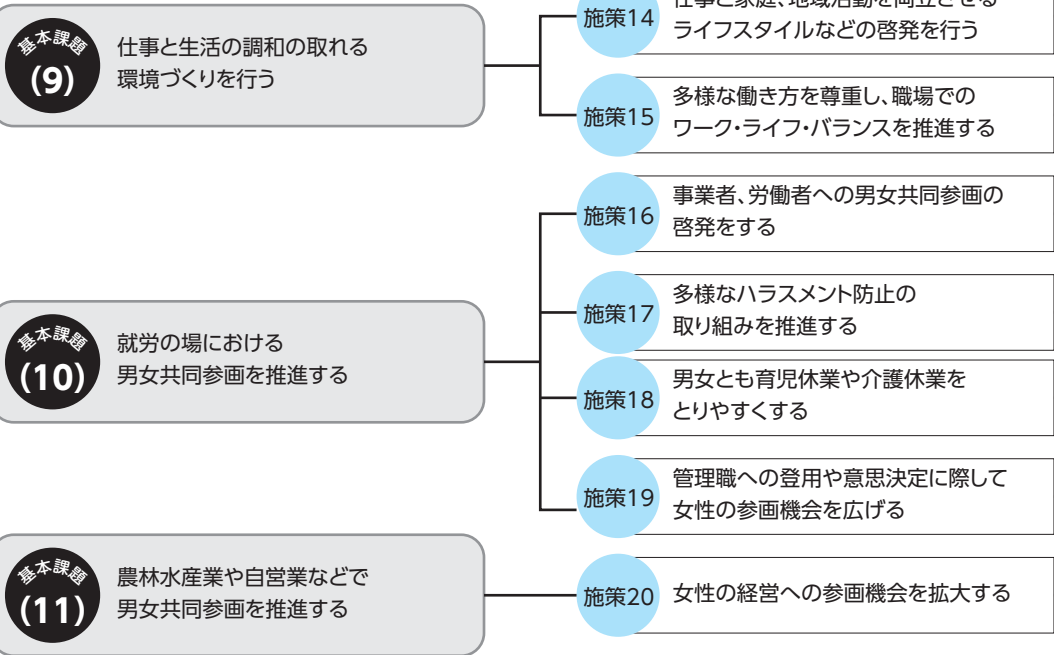
○ ☆ ☆	① 人権尊重に関する啓発を充実する ② 固定的な価値観にとらわれず人権を尊重した行動をする ③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性特有の健康と権利)等について学ぶ
○ ○ ☆●○★ ☆●○★	① 多様化する暴力からの被害者保護・支援についての啓発を充実する ② 相談体制を充実し、被害者への支援を行う ③ 通報体制を確立し被害者を保護・救済する ④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する
○★ ○★ ★ ☆○★	① 人権を尊重した多様な教育を実施する ② 教職員・児童・生徒の悩み相談等を充実する ③ 個人の意思や個性を尊重した進路指導を行う ④ 子どもの頃からの男女共同参画の理解を推進する
○ ○★ ○	① 男女平等などの考えを共有できる講座を開催する ② 多様な選択を可能にする教育、能力開発、学習機会を充実する ③ 国際交流の場で人権尊重を学ぶ機会をつくる
☆▲●○	① 結婚や出産、就労について、個人の意思を尊重し、地域活性化に繋げる
○ ☆	① ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行う ② 家事や子育て、介護についての分担を性別に関係なく夫婦や家族で話し合っ
○ ○ ●○ ○ ○	① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する ② 子育てにおける父親の役割を考える講座を開催する ③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する ④ 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する ⑤ 児童の放課後対策を充実する
○ ○★	① 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援をする ② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う
○ ○ ●○★ ○	① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する ② 介護の役割分担や負担軽減に関する講座を充実する ③ 福祉サービスを提供する市民活動団体や機関の活動を促進する ④ 介護等の相談活動や情報提供を充実する
○ ☆	① 地域の施設やイベントを通じて啓発を行う ② 男女とも地区コミュニティの活動に積極的に参加する
○ △● △●	① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る ② 区長やPTA会長等地域団体の代表または役員などへの女性の登用を促進する ③ 地域における制度・慣行を見直す
△●○ △●○	① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う ② 女性の視点による防災まちづくり活動を推進する
○ ○	① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う ② 男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進する

基本目標3

男女共同参画のための  
仕事環境をつくる

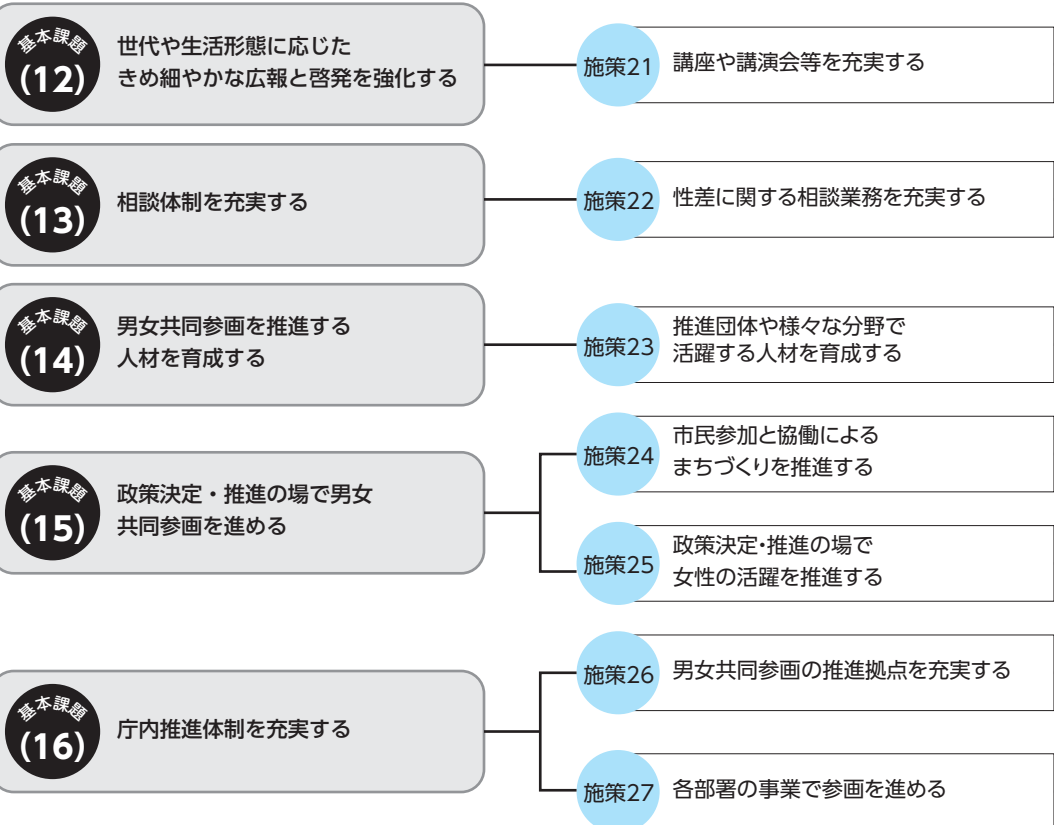
わたしたち(市民や事業所等)に  
求められる行動

- Ⅶ 能力や希望に応じた、その人らしい働き方ができるようにしましょう
- Ⅷ ワーク・ライフ・バランスを尊重しましょう
- Ⅸ あらゆるハラスメントを防止しましょう



基本目標4

男女共同参画の視点を取り入れた  
推進と進行管理の体制を構築する





## 第3次つるが男女共同参画プランの概要

実施主体: ☆:市民 ▲:事業所 △:団体 ●:地域 ○:市 ★:関係機関(県、警察、学校など含む)

○	▲○	① 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する
○	○	② 主体的に制度を導入する企業や団体等を広く紹介する
○	○	③ 業種や規模に応じて男女共同参画に関する制度を導入するための啓発や支援を行う
○	▲○	① 一人ひとりが望む働き方ができるよう、仕事と生活の調和の重要性を普及させる
○	▲	② 個人の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する
○	○	① 再就職に向けての講座や研修会を実施する
○	○	② 求人に関する情報提供や再就職の相談、能力開発の支援を行う
○	○★	③ 女性の就労・能力発揮のため支援をする
○	▲○	① 相談窓口を開設し、防止を図る
○	○	① 休業制度等の周知や先進地事例の紹介を通じて制度の活用を図る
○	▲	② 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる
○	▲	① リーダーや管理職に就くための研修やキャリア・アップの機会を男女平等に与える
○	○	② 人事考課制度を活用し、市における女性職員の管理職等への登用を積極的に行う
○	○★	③ 女性が働き続けるための取り組みに対し支援する
○	○★	① 農業・漁業及び林業経営の方針決定過程へ女性の参画拡大を図る
○	○★	② 女性の起業促進や経営者の学習・研鑽活動を充実する
○	○	① 地域・職場・家庭で男女共同参画を実践するための講座を開催する
○	○	② 講座・講演会等開催時に一時保育を実施する
○	○	③ 男女共同参画情報紙を発行する
○	○	① 性による差別的取扱いに対する相談業務を充実する
○	○★	② DVに対する相談や通報体制を確立し被害者を支援・救済する
○	○	③ セクシュアル・マイノリティに対する相談業務に取り組む
○	○	① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する
○	○★	② 様々な分野で活躍する人材を育成し、男女共同参画の実践を進める
○	○	① NPO法人やボランティア等、市民活動団体設立・運営やイベント等の開催を支援する
○	○	② 市職員が地域での活動を積極的に実践し、市民協働の意識高揚を図る
○	○	③ 市長への提案メールや審議会への市民公募など、市民の幅広い市政参画を促進する
○	○	① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る
○	○	② 人事考課制度の活用により女性職員を管理職等へ積極的に登用する
○	○	① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する
○	○	② 男女共同参画室を中心に全庁的な推進体制を構築する
○	○	① あらゆる広報・出版物等で男女の人権をふまえた表現に配慮する
○	○	② 男女共同参画社会の実現に向けて、市行政の取り組み状況を把握・評価する
○	○	③ 男女共同参画の視点での事業を実施するため、職員の研修を行うなど意識の高揚を図る

